

## 西宮市立学校の校務改善推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市立学校における校務の改善を推進し、もって教職員の負担軽減と子供と向きあう時間の確保を図るため、西宮市立学校の校務改善推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (委員会)

第2条 委員会は、別表に定める職員を委員長、副委員長及び委員として構成する。

### (所掌事務)

第3条 第1条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 正規の勤務時間外に及ぶ校務の削減に関すること。
- (2) 校務の情報化の推進に関すること。
- (3) 学校マネジメントの支援及び校内組織の改善に関すること。
- (4) 事務局が召集する会議等の精選に関すること。
- (5) 教職員研修の改善に関すること。
- (6) 校務改善方法の研究と実践に関すること。
- (7) その他校務の改善につながると委員長が認める事項

### (招集)

第4条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、課題の調査・検討内容及び結果について、教育長及び教育委員会に適宜報告するものとする。

### (事務局)

第7条 会議の事務局は、教育委員会教育総括室教育職員課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

別表

委員長	副委員長	委員
学校教育部長	教育委員会参与	教育委員会事務局 教育職員課長 教育総務課長 学校管理課長 学事課長 学校教育課長 教育研修課長 学校 学校業務改善中心校（小学校）校長 学校業務改善中心校（中学校）校長 学校業務改善中心校（義務教育学校）校長

（参考：作業部会について）

1 学校業務改善中心校部会

①構成員

- ・学校業務改善中心校の校長（いずれかが座長を務める。）
- ・教職員代表（主幹教諭・主任クラス2名、事務職員1名。上記担当校長が自校の教職員から指名。）

②任務

- ・課題の抽出、中心校における改善方法の検討・実践
- ・学校業務改善中心校での実践結果の取りまとめ
- ・他校への発信方法の検討
- ・上記について委員会及び教育行政部会に適宜報告

2 教育行政部会

①構成員

- ・教育職員課長（座長を務める。）
- ・教育総務課
- ・学校管理課
- ・学事課
- ・学校教育課
- ・教育研修課
- ・教育職員課

②任務

- ・教育改革のモデル作り
- ・校務改善方法の検討
- ・学校への指導助言
- ・校務改善状況調査及び分析

- ・職員団体の対応
- ・上記について委員会及び学校業務改善中心校部会に報告